

# 佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（仮称）（案） の概要

農林水産部 森林整備課

## 条例の名称（案）に込めた想い

県では、森川海のつながりや人との関わりの重要性についての普及啓発、さらにはその地域で暮らす人々の営みや地域外との交流を広げる自発の地域づくりを推進しています。

この条例は、水源地としての森林はもとより、そこで暮らす人々の営みも含めた「山」を守り育てていくことを目指しているため、この名称（案）としています。

## 1 条例制定理由

### 条例制定のきっかけ

- あらゆる生命の源である水は、安心安全な県民生活や、佐賀の豊かな自然を未来へつなげていく上で不可欠
- 近年、気候変動による集中豪雨の頻発化・激甚化や、全国での利用目的が明らかでない森林の売買などが発生している状況の中、水資源の枯渇、土砂災害の発生、安全保障への影響を懸念

### 現行の森林法による手続き

- 所有者届出制度は事後届出であり、無許可で開発等がされると平野部に比べて覚知が困難
- 土地取引の事前把握ができないため、規制を無視した開発が行われ、住民の安全な生活が脅かされる事例も存在



### 条例制定の趣旨

- 県民一人一人が森林の大切さや、森川海のつながりと人との関わりの重要性について認識が必要
- 全ての県民に恩恵をもたらす山を守り育てることが必要
- 条例制定により、土地取引に係る事前届出制度を導入し、県が土地所有者に対し必要な助言を行うことで、森林の無断開発や土砂災害を未然に防ぐ

## 2 条例の主なポイント

### 森林の土地取引にかかる事前届出の義務化

#### ■ 土地所有権等の移転等の届出

- ✓ 氏名、住所
  - ✓ 土地の所在、面積
  - ✓ 権利の種別、契約締結予定日
  - ✓ 売買後の利用目的
- など

#### ■ 対象区域

- ✓ 「山の保全区域」として知事が指定した区域

#### ■ 届出の窓口

- ✓ 土地が所在する市町

#### ■ 勧告

- ✓ 届出義務違反、虚偽報告、立入拒否など

#### ■ 公表

- ✓ 勧告に従わなかったとき

#### ■ 罰則

- ✓ 過料5万円(届出義務違反、虚偽報告、立入拒否など)

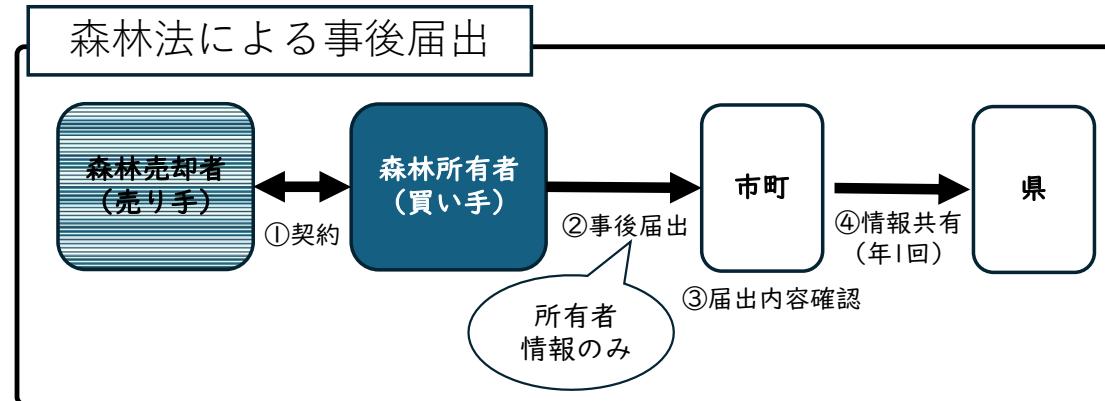
## 3 条例の施行日など

条例の施行予定期	令和8年4月1日:定義・理念・責務等	令和8年10月1日:届出義務
条例の提案予定期	令和8年2月議会	

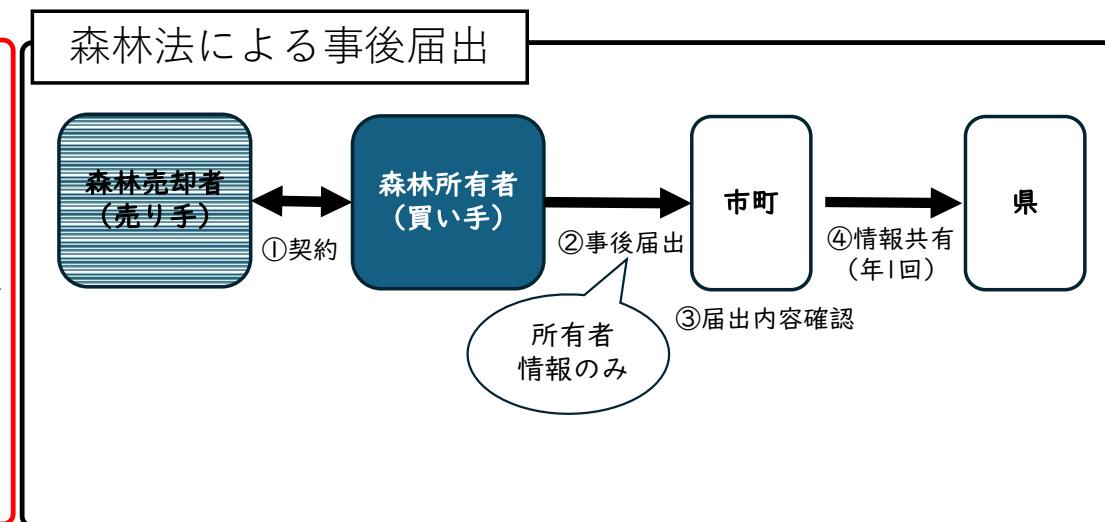
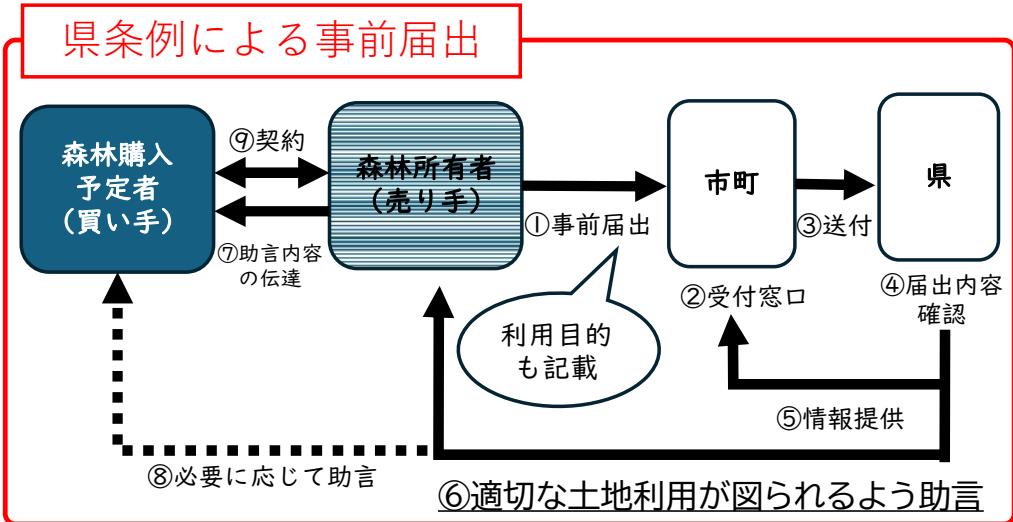
## 4 手 続 の 流 れ

これまで

(事前届出なし)



これから



## 5 助言により期待される効果

➤ 土地取引前に適切な森林伐採や、開発目的に則した関係法令の規制や手続き等について助言することで、違法な森林伐採や無秩序な開発を抑制することができます。

### 助言内容

- 森林を伐採する場合は、市町が定めている計画（市町村森林整備計画）に基づき適正に行うこと。
- 開発を行う場合は、以下4点に十分留意すること。

#### 1 災害を防ぐ働き

- ✓ 周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させる恐がないこと

災害を防止するための工法や施設の設置など



#### 2 水害を防ぐ働き

- ✓ 流域内に水害を発生させる恐がないこと

洪水を調節するための施設の設置など



#### 3 水を育む働き

- ✓ 地域の水量・水質などに影響を与え、水の確保に支障をきたす恐がないこと

水量を確保したり、水質の悪化を防ぐための施設の設置など



#### 4 環境を守る働き

- ✓ 周辺の環境や景観を悪化させる恐がないこと

残す森林の割合や配置など

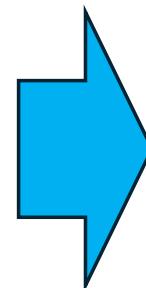


出典：林地開発許可制度パンフレット（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

- 開発目的に則した関係法令の規制や手続きなどを助言

### 効果

- それぞれの関係法令に基づき規制や指導等が行われ、適切な土地利用が図られる。



佐賀の豊かな山を  
未来へ…

協力：林野庁北海道森林管理局、作成：平田美紗子等

## 6 条例（案）

項目	内 容
条例制定への想い	<p>脊振山系や多良岳山系をはじめとする佐賀県の豊かな山々は、四季折々の美しい景観を形成するほか、命の水を育み、土砂災害を防ぐなど、山間部のみならず平地や沿岸に暮らす全ての人々の生活に恩恵を与え続けている。</p> <p>私たちは、このような豊かな山がもたらす恵みを礎として、農林水産業や伝統産業・文化を振興し、本県の社会経済を発展させてきた。また、このような山からの恩恵を享受できるよう、下刈や間伐等を行い、森林そして山々が有する水源の涵養などの多面的機能の維持管理を行ってきた。</p> <p>しかしながら、戦後の高度経済成長により、地方から都市への人口集中を招き、山村地域における高齢化及び過疎化が進展している。また、外国産木材の輸入自由化による国産木材の需要減少などを契機として林業が衰退した結果、森林の放置及び荒廃が進行している状況にある。さらに、近年、我が国では、利用目的が明らかでない森林の売買や無秩序な林地開発などによる土地利用が相次いでおり、水資源の枯渇、土砂災害の発生、安全保障への影響などが懸念される。</p> <p>このようなことから、山の有する水源の涵養や県土の保全等の多面的機能を将来にわたり維持増進していくためには、山を適正に管理し、無秩序な開発などから守るよう努める必要がある。</p> <p>私たちは、全ての人々に恩恵を与え続けている山を次の世代に引き継いでいくため、森、川、海のつながり及びそれらと人の関わりを改めて認識し、山の重要性を共有しながら、適切に保全していくことを決意し、ここにこの条例を制定する。</p>

項目	内 容
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山の保全に関する基本理念を定め、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務又は役割を明らかにする</li> <li>○ 山の保全に関する施策を総合的に推進することにより、山の有する水源涵養をはじめとする多面的機能の維持増進を図り、もって山を守り育て、次の世代に引き継いでいく</li> </ul>
定義	<p><b>【山の保全区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知事が、山の有する水源の涵養や県土の保全等の多面的機能を将来にわたり維持増進していくために適正な土地利用を図る必要があると認める区域</li> </ul> <p><b>【土地所有権等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 山の保全区域における所有権、地上権、地役権、質権、賃借権 使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利</li> </ul> <p><b>【土地所有者等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 土地所有権等を有する者</li> </ul>
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山の保全は、県民が将来にわたって山からの恩恵を享受し、豊かな生活を営み、並びに伝統的な産業及び文化並びに自然環境を継承することができるよう、社会全体で推進されなければならない</li> <li>○ 山の保全は、山で暮らす人のみならず、全ての県民が森、川、海のつながり及びそれらと人の関わりを認識し、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の適切な役割分担と協働による積極的な取組により推進されなければならない</li> </ul>

項目	内容
それぞれの役割、責務	<p><b>【県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 山の現状の把握に努め、土地所有者等、事業者、県民、市町等と連携し、山の保全に関する施策を総合的に策定する</li> <li>✓ 森、川、海のつながりを意識した環境保全活動の取組情報等を発信し、県内外の関係者と連携しながら、山の保全に関する取組を促進する</li> <li>✓ 市町が行う山の保全に関する施策に対し協力するよう努める</li> <li>✓ 県が実施する山の保全に関する施策について、市町に対し情報提供その他の必要な協力を要請する</li> </ul> <p><b>【土地所有者等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 山の有する水源涵養をはじめとする多面的機能を深く認識し、山の保全のため適正な土地利用に配慮する</li> <li>✓ 県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努める</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業活動を行うに当たって、山の保全について十分配慮する</li> <li>✓ 県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努める</li> </ul> <p><b>【県民】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 森、川、海のつながり及びそれらと人との関わりを認識する</li> <li>✓ 県及び市町が実施する山の保全に関する施策に協力するよう努める</li> </ul>

項目	内容
事前届出	<p>○ 土地所有者等は、土地所有権等の移転又は設定をする契約(予約を含む。)を締結しようとするときは、知事に届け出なければならない</p> <p><b>【届出事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 氏名及び住所</li> <li>✓ 土地の所在及び面積</li> <li>✓ 土地所有権等の種別及び内容(種別:所有権や地上権など 内容:移転又は設定)</li> <li>✓ 契約を締結しようとする年月日</li> <li>✓ 土地所有権等の移転又は設定後の土地の利用目的 等</li> </ul> <p><b>【届出時期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 契約を締結しようとする日の40日前まで(変更が生じたときは速やかに)</li> </ul> <p><b>【届出対象区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「山の保全区域」として知事が指定した区域(区域を示した図面を公表)</li> </ul> <p><b>【届出窓口(提出先)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 届出に係る土地が所在する市町</li> </ul> <p>○ 関係市町長は、届出があったときは、契約を締結しようとする日の30日前までに(変更届出があったときは速やかに)、届出に対する意見を付して知事に送付するものとする</p>

項目	内 容
届出者への助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事は、届出者に対し、届出に係る土地の利用目的その他の事項に関し必要な助言ができる</li> <li>○ 助言を受けた届出者（売り手）は、契約予定者（買い手）に対して、助言の内容を伝達しなければならない</li> <li>○ 知事は、必要があると認めるときは、契約予定者（買い手）に対しても助言ができる</li> </ul> <p>&lt;助言内容の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 届出記載の利用目的に応じた必要な法令手続きや、相談窓口の紹介</li> <li>✓ 届出記載の利用目的について、条件や制限がある場合の伝達など</li> </ul>
報告・立入調査	<p><b>【報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知事は、届出者に対し、利用目的その他必要な事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができる</li> </ul> <p><b>【立入調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知事は、職員に、届出に係る土地に立ち入り、その土地の利用が山の保全に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる</li> </ul>

項目	内容
勧告・公表・罰則	<p><b>【勧告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知事は、下記のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>• 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者</li> <li>• 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【公表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び当該内容を公表することができる</li> <li>✓ 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない</li> </ul> <p><b>【罰則】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 下記のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>• 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者</li> <li>• 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> </ul> </li> </ul>